

防府市介護予防・日常生活支援総合事業の第一号通所事業短期集  
中予防型サービスの検討事務及び試行サービス実施要綱

平成31年3月26日制定

(目的)

第1条 この要綱は、疾病等で心身機能等が低下した要支援者等が、心身機能等の低下以前に送っていた生活を取り戻すことや要介護状態への進行を防止することを目的に、運動器の機能向上等に効果のあるリハビリテーション等を行う防府市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定める第一号通所事業短期集中予防型サービス（以下「短期集中サービス」という。）の見直しを検討する事務（以下「検討事務」という。）及び試行実施するサービス（以下「試行サービス」という。）に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）及び要綱の例による。

(実施主体及び実施体制)

第3条 検討事務の実施主体は、防府市とする。ただし、試行サービスについては、適切な提供体制が確保できると認められる指定介護事業所、スポーツジム又はフィットネスクラブ等（以下「実施事業所」という。）に委託することができるものとする。

2 検討事務のうちリハビリテーションに関する専門的な知識が必要な事項については、防府市に在するリハビリテーション専門職団体が推薦し、市長が業務を依頼したリハビリテーション専門職の支援を受けることとする。

3 市長は、前項で検討した内容を防府市短期集中予防型サービス検討委員会に諮ったうえで、第一号通所事業短期集中予防型サービスの内容を決定する。

(試行サービスの利用者)

第4条 試行サービスを利用できる者は、要支援認定を受けた第1号被保険者

及び平成27年厚生労働省告示第197号に定める基本チェックリストの記入内容が告示に定める事業対象者基準に該当した第1号被保険者で、リハビリテーション専門職及び居宅介護支援専門員による訪問調査及びアセスメントを受け、当該結果を精査する自立支援型地域ケア会議等により試行サービスの利用を認められた者とする。

(試行サービスの内容)

第5条 試行サービスの内容は、次の各号に掲げるものについて、試行サービス利用者の心身の状態等にあわせて3か月間で12回実施するものとする。なお、試行サービスの利用者は、試行サービスの実施前後に実施事業所において体力測定を受けなければならない。

- (1) 社会参加プログラム
- (2) IADLプログラム
- (3) 介護予防教育プログラム
- (4) 運動機能向上プログラム
- (5) 口腔機能向上、栄養改善プログラム
- (6) 自宅訪問による生活行為指導、生活環境や道具の工夫に関する助言
- (7) その他、リハビリテーションに資する運動等

2 実施事業所は、試行サービス及び体力測定の利用者を必要に応じて送迎しなければならない。

(人員に関する基準)

第6条 試行サービスの実施に係る人員基準は、実施事業所ごとに利用者の数に応じて必要数の従事者及び専従の管理者を1名以上配置しなくてはならない。

2 前項の従事者は、健康運動指導士、健康運動実践指導者、理学療法士又は作業療法士等の運動器の機能向上の業務を実施するにあたり、経験及び専門的知識を有すると認められる者とする。

(設備に関する基準)

第7条 試行サービスの実施に係る設備基準は、利用者の運動プログラムの実施を妨げない広さとして、利用者数に3㎡を乗じた面積以上を有することのほか、試行サービスを提供するために必要な設備及び備品等を備えなければ

ならない。

(運営に関する基準)

第8条 試行サービスの実施に係る運営は、防府市介護予防・日常生活支援総合事業の第一号通所事業生活維持型に係る人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱第15条、第20条、第21条第1項、同条第2項、第25条及び第27条に準ずる。

(委託料)

第9条 試行サービス及び第5条に定める体力測定に係る委託料は、別表1で定める額とする。

(利用料金)

第10条 試行サービス及び第5条に定める体力測定に係る利用料金は、無料とする。

(賠償の免責)

第11条 試行サービスの実施及び第5条に定める体力測定に関して生じた事故による損害については、特別な理由がある場合を除くほか、市は賠償の責を負わない。

(検討事務)

第12条 検討事務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 短期集中サービスの利用対象者に関する基準
  - (2) 短期集中サービスの利用対象者に実施する訪問調査及びアセスメントの方法
  - (3) 自立支援型地域ケア会議に関する事項
  - (4) 第5条から第8条に定める短期集中サービスの内容及び基準
  - (5) その他、短期集中サービスの実施に必要な事項
- (訪問調査及びアセスメント)

第13条 第4条に定める訪問調査及びアセスメントについては、短期集中サービスを検討する目的のほか、短期集中サービスの円滑な実施を目的に、試行サービスを利用しない同条に定める第1号被保険者に対しても実施する。

2 前項の訪問調査及びアセスメントは、第3条第2項に定めるリハビリテーション専門職のほか、市長が業務を依頼したリハビリテーション専門職が実

施する。

- 3 リハビリテーション専門職が前項の訪問調査を実施するときは、調査対象者を担当する地域包括支援センター職員に同行し、共同して実施しなければならない。
- 4 リハビリテーション専門職は、前項による訪問調査の実施後、アセスメント結果を地域包括支援センターに提出しなければならない。
- 5 第2項に定める市長が業務を委託したリハビリテーション専門職が訪問調査を行った場合の報酬は、別表2のとおりとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1 (第 9 条関係)

	サービスの回数及び時間	試行サービス利用者 1 人あたりの単価
試行サービス	3 か月の期間で 1 2 回実施 1 回 2 時間から 3 時間程度以内	<u>6, 5 0 0 円</u>
体力測定	試行サービスの利用前及び利用後に各 1 回	<u>6, 5 0 0 円</u>

別表 2 (第 1 3 条関係)

	訪問調査の報酬
2 0 分未満	2, 9 0 0 円
4 0 分未満	5, 8 0 0 円
4 0 分以上	8, 7 0 0 円